

第4回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日時 令和4年7月1日(金) 午前9時30分～午前11時50分
会場 小田原市役所 7階大会議室
会議形態 対面会議
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、五十嵐委員、神谷委員、志澤委員
瀬戸委員、原田委員、村上委員、山本委員、山岸委員
市職員：【市民部】菊地副部長
【人権・男女共同参画課】竹井課長、町山係長、大澤主任
【高齢介護課】大見謝係長
【障がい福祉課】中村係長、佐賀主任
【生活援護課】森係長、岩澤主任
【健康づくり課】吉川副課長、古瀬係長
【子育て政策課】金原主査、相原主任
【子ども青少年支援課】有泉課長、上田係長
【青少年課】横山副課長
【医事課】湯山課長
【教育指導課】橋本指導主事

欠席者 植田委員

傍聴者 0人

会議概要

1 開会 及び 2 委員等紹介

事務局【町山係長】	<p>本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、第4回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の委員会の出席委員は10名でございます。また、傍聴者はいません。</p> <p>委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。</p> <p>なお、本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、委員の交代により令和4年4月から本委員会の委員となられた方がおりますので、ご紹介をさせていただきます。</p> <p>小田原児童相談所より前任者の山岸秀俊様に代わり、山岸直子様を委員を委嘱させていただきました。また、もうお一方、小田原箱根商工会議所より、前任者の山岡弘様に代わり、山本博文様に委員を委嘱させていただきました。山岸様、山本様の順番で一言ご挨拶をお願い</p>
------------------	--

	できますでしょうか。
山岸委員	(挨拶)
山本委員	(挨拶)
事務局【町山係長】	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、事務局においても異動がございましたので、ご紹介させていただきます。市民部副部長の山下に代わりまして、4月より市民部副部長となりました菊地でございます。</p> <p>菊地副部長、一言お願いします。</p>
事務局【菊地副部長】	(挨拶)
事務局【町山係長】	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>※【別紙 配布資料一覧】により確認</p> <p>資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。</p> <p>(委員 配付資料確認)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それと、本日は資料3の分野別人権施策の協議における関係者として、子育て支援等を所管しております、子育て政策課、要保護児童対策地域協議会等を所管しております、子ども青少年支援課、青少年育成等を所管しております、青少年課、高齢者福祉政策等を所管しております、高齢介護課、障がい者福祉政策等を所管しております、障がい福祉課、母子保健や感染症予防等を所管しております、健康づくり課、生活保護を所管しております生活援護課、学習指導や教育相談等を所管しております教育指導課、地域医療連携室等を所管しております医事課より職員が出席いたします。議題(1)ウ から参加いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条第1項の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。</p> <p>吉田委員長、よろしくお願いいたします。</p>

3 議題

(1) 小田原市人権施策推進指針の改定について

ア 第3回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について

吉田委員長	<p>本日は、議題(1)小田原市人権施策推進指針の改定についての第3回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題(1)ア 「第3回委員会を踏まえての委員からの</p>

	<p>意見・提案について」説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>3月に開催しました第3回の委員会を踏まえ、委員の皆さまからいただいたご意見・ご提案を一覧表として記載しており、それに対する事務局としての考えを示させていただきました。</p> <p>原田委員からは、外国人への差別が起こっている現状に対してヘイトスピーチの言葉を入れるべきではないかとの意見をいただきました。外国につながるのある人の人権での説明において、特定の民族や国籍等の人々に対して、排斥しようとする差別的言動が起こっていることを入れることで考えております。</p> <p>五十嵐委員からは、本委員会の運営方法の件で、紙や FAX をやめることへのご提案をいただきました。ご提案のとおり効率化やSDGsの観点からも紙や FAX の削減に努めることは必要と感じています。出来るところから対応していきたいと考えており、まずは、委員の皆様の日程調整にあたり WEB 上での管理ツールを用いて試行的に実施したいと考えます。近日中に事務局からご案内のメールを送らせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で、議題（1）アについて説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等はございますか。</p>
吉田委員長	<p>ヘイトスピーチの件は外国の方への事案が思い浮かぶのですが、それ以外にありますでしょうか。</p>
大石副委員長	<p>小田原で差別部落に対するネット上での嫌がらせはあったというか、まだ残っていると思います。私はご指摘のとおり問題は載せておいた方が良くと思います。それと、ヘイトスピーチの問題で相模原市や川崎市とかでは激しいヘイトスピーチが行われていて、また、選挙を利用してヘイトスピーチを行っているという状況があります。</p> <p>当然、外国人の問題についてはちゃんと把握していかなければいけないわけですが、具体的にどうしていくのかというのが方針として無いので、そのあたりを考えて、どこかで載せておかなければいけないと思います。</p>
吉田委員長	<p>同和問題のところに載せることについてはどうでしょうか。</p>
原田委員	<p>ヘイトスピーチについては差別という意味で、今、小田原はベトナムの方が多くなってしまっていて、働く中でいろいろな問題が起きています。そのような問題が起きていることは是非載せていただきたいと思っています。</p>
吉田委員長	<p>ヘイトスピーチの記載自体はするのですが、今のところは外国人のところに入っていて、他のグループに対するヘイトスピーチを書くか</p>

	<p>どうかという問題なのですが、ヘイトスピーチの定義の問題もあって、一般的に差別と違うものと考えられています。どこに書くか難しく、同和問題に関連して、京都のウトロ地区で記念館に展示しようとした資料が放火され、ヘイトクライムかと言われ、同和地区に対してのことがその定義にあたるのか、そういうこともあり、言葉をどこに書くか議論の余地があると思います。どうでしょうか。</p> <p>ちょっと事務局と検討しておくということでよろしいでしょうか。インターネットのところであるとか、違う問題のところ言葉だけ入れるとか、持ち帰らせていただき検討させていただきます。</p> <p>その他、ご意見、ご質問はございますか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは、ご質問等もないようですので、これで議題（１）ア を終わらせていただきます。</p>

イ 第3回委員会で協議した分野別人権施策の修正素案について

吉田委員長	<p>次に、議題（１）イ「第3回委員会で協議した分野別人権施策の修正素案について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【竹井課長】	<p>議題（１）イの説明に入る前に、3月に行われました委員会でのご質問に対する事務局の説明への補足説明をさせていただきます。</p> <p>3月18日開催の第3回小田原市人権施策推進委員会におきまして、分野別人権施策中、女性の人権を議事とした際に、吉田委員長からの「第3次おだわら男女共同参画プランは人権施策推進指針の基になるものか、上位のものか、並列でしょうか」との質問に対しまして、上下関係にある意味ではないとのことで「並列です」とお答えしましたが、これについて訂正させていただきます。第3次おだわら男女共同参画プランは、本市の総合計画の個別計画の一つであり、現在、策定作業を進めている、小田原市人権施策推進指針は総合計画の中の個別計画や施策において計画推進や事業実施にあたり、人権施策の視点から考慮いただく方向性の拠り所にあたるものです。上下または並列という関係にあるものではございませんので、訂正させていただきます。</p>
吉田委員長	<p>それでは、修正素案についての説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（１）イ 第3回委員会で協議した分野別人権施策の修正素案について説明させていただきます。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>こちらは、第3回の委員会の中で委員の皆様からの意見を踏まえ、修正したものです。修正した箇所は、ページ右側の「コメントの追加」という部分をご覧ください。</p> <p>それでは、修正した主な内容についてご説明させていただきます。</p>

始めに女性の人権については、現状と課題のところ、「第3次おだわら男女共同参画プラン」を策定した事実のみを記載しておりましたが、プランの取組を推進していくことを追記しました。主要施策の方向では、1つ目の施策の中にハラスメント防止についての記載を入れさせていただきました。3つ目の施策の文中において、「仕事と生活の両立を実現するために」とあった部分を「ワーク・ライフ・バランスを実現するために」という形で置き換えています。

続きまして、同和問題（部落差別）については、現状と課題のところ「戸籍等の不正取得や、えせ同和行為について、知らない方にわかりやすくするために説明を追加してはどうか」とのご意見をいただいております。それを受け修正させていただきました。

次に、犯罪被害者等の人権については、現状と課題の1行目において、身体的な傷害だけでなく、一番大きな被害である「生命」の表現を入れるかどうかとの意見がございました。この問題を指針に記載している神奈川県及び他市の状況を確認し、「生命」を入れているところが多くございました。犯罪被害として結果として命を奪われてしまうこともある中で、大きな被害である「生命」を入れる形をとりました。

続きまして、刑を終えて出所した人等の人権については、主要施策の方向2つ目の中で、「市民の理解を深める」としていましたが、客観的と見えてしまうことから、「周囲の人」という表現に修正しました。また、協力雇用主の話が出ましたが、協力雇用主の推進を図るのは国が施策として行っており、市としては、罪を犯した人が社会で立ち直るために必要な支援を受けることができるよう国や関係団体と協力をしていく表現に修正しました。

次のインターネットによる人権侵害については、修正のご意見はございませんでした。

性的指向や性自認に関する人権問題については、関係する団体の立場の人に対して表現が適切であるかといった視点で確認してもらう必要があるとの話が出ておりました。事務局で団体の代表の方へ連絡をとり、当該部分についてのご意見をいただきました。そのうえで、コメントに書かせていただきましたが、表現についていくつか修正をしております。例えば、これまでLGBTの方のうち、LGBとトランスジェンダーの方を分けた形の文章としていましたが、差別やいじめは同様に当てはまることであるため、まとめて表現する方が良いとのご意見や、第三者に同意なく伝える「アウトティング」について、伝えるだけでなく、伝えないことも当事者が決めることであり、伝えないことを入れるべきとのご意見もいただいております。修正しています。

最後に自死に関する人権問題については、主要な施策の方向の2つ

	<p>目ですが、人材育成として、どのような方に対して取り組むのか、もう少し広げた表現で書いていく必要があるとの話がありました。ご意見を踏まえ、対象者を追記しております。また、主要な施策の方向の4つ目において、子どもたちを見守る拠点や高齢者の生きがい創出について表現を追記しました。また、用語説明として、ゲートキーパーの注釈を追加しています。</p> <p>以上が、前回の委員会における意見を踏まえ修正した主な内容でございます。議題（1）イの説明については以上となります。</p>
吉田委員長	<p>ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
大石副委員長	<p>来る時に見直していたら気がついたところがありまして、ちょっとした訂正ですが、自死に関する人権問題の中で和暦の後に西暦が書かれています。抜けている部分があるので書いた方が良いと思います。</p> <p>それから、意見の中で「和暦で統一されてはどうか」との話がありました。西暦と和暦と一緒に載せることが良いのではないかと思います。特に外国籍の人にとっては、和暦は理解しにくいものですし、もう少しグローバルに考えていくうえでは西暦の方が分かりやすいので、そのところを直していただけたらと思います。</p>
吉田委員長	<p>事務局はいかがでしょうか。どちらが先に書くかというのは、法令などでは和暦で書くという形になっていると思いますので、併記して西暦を書いたり、一般的な文章ですと西暦で書いたりすると思いますが。どのように考えますか。</p>
事務局【大澤主任】	<p>市のルールですが、和暦の後に西暦を括弧書きで並列して書く形としています。現状と課題のところは、そのような形で記載していますが、グラフや表については統一されていない状況であるため、統一の必要性があると感じております。</p>
吉田委員長	<p>市で記載のルールがあるということですが。</p>
大石副委員長	<p>今の事務局の回答で私は良いと思います。</p>
吉田委員長	<p>併記で和暦、西暦でよろしいでしょうか。</p>
大石副委員長	<p>はい。</p>
吉田委員長	<p>他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは、また後で気がついたところがありましたらお申し出ください。</p>

ウ 分野別人権施策（素案）について

吉田委員長	<p>次に、議題（1）ウ 分野別人権施策（素案）に移ります。本日は7つの問題を協議いたします。本日、机上配布された、委員からの意</p>
-------	--

	<p>見や質問内容についても事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、子どもの人権について説明をお願いします。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>続きます。議題（１）ウ 子どもの人権について説明させていただきます。資料３でございます。</p> <p>現状と課題の中では、冒頭部分に子どもの権利を尊重していく必要があることを記載しました。子どもの権利についてはSDGsの目標とも関連していることや児童福祉法の改正でも子どもの権利について記載されるなど、必要性が高まっていることを受けて、冒頭に伝える形としました。また、子どもを取り巻く現状として、これまでにない、ひきこもり、貧困などの言葉を追加するとともに、ヤングケアラーの問題についても新たに記載しています。いじめや体罰は人権侵害であることもメッセージとして伝えていきます。また、昨年度に市へ答申されました「小田原市における子ども・若者支援施策の方向性等に係る調査審議」の内容を受け、子どもも社会の一員として参画していくことや安心できる居場所づくりを進めていく必要性について記載しています。</p> <p>グラフとしては、小田原市における児童虐待相談件数といじめの件数を載せています。</p> <p>主要施策の方向として、１つ目の「多様性の尊重と子どもの権利を大切にす施策の推進」では、現行指針の「人権尊重の意識を高める教育の充実」を修正しています。多様性を認めていくことや子どもの権利について記載しています。また、子どもだけでなく、大人に対しても取り組んでいくことを記載しました。３つ目は、「いじめの防止・早期発見・対応に向けた取組の推進」として、いじめについて見だしの１つに掲げています。事前に見ていただいた時点では、対応について言及していなかったため、追加しています。４つ目は「不安や悩みに対し安心した相談と必要な支援を提供する体制の確立」として、切れ目のない相談支援を行っていくなど、総合計画での内容を踏まえた形としているほか、子どもの居場所づくりにも言及しています。５つ目の「子育て支援の充実」では、ひとり親家庭や子育て世帯の経済的援助などに取り組んでいくことを記載しています。</p> <p>子どもの人権については、事前に２点のご意見・ご質問をいただいております。本日、机上配布した事前意見、質問等一覧をご覧ください。</p> <p>まず、１点目としては、主要施策の方向の１ 保育園・幼稚園・小学校・高等学校では子どもの人権を理解するために具体的にどのような施策が行われているのかとのご質問をいただきました。人権・男女共同参画課では、相手を思いやる心を育むことを目的に毎年、幼稚園・</p>

	<p>保育園を対象とした人権教室と小学生を対象とした人権教室を行っています。庁内職員向けとしては、人権関係団体が主催する研修等に対し、各課から積極的な参加をしていただき、組織全体の人権意識が上がるように取り組んでいます。教職員に対しては、教育委員会において人権教育研修会を行い、子どもの人権に対する意識向上に努めています。学校においては子どもの人権について教育委員会が各校に作成依頼している年間計画等で子どもの人権を選んでいる学校があり、年間を通して重点的に取り組んでいる状況です。</p> <p>2点目は、主要施策の方向の3において、いじめの未然防止、早期発見、対応の具体策が記述できると良いとの意見がありました。それにあたり、例えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置はどのようなものであるか、とのご質問がありました。スクールカウンセラーは各中学校週1回程度、スクールソーシャルワーカーは市内中学校に7人を、県が配置しています。市では心理相談員を6人任用しており、全小学校に月2回程度巡回できるようにしています。具体的な記述をどこまで載せるかということについては検討したいと考えますが、先ほどの説明の中でも触れておりますが、早期対応としての記載がなかったことに対し、子どもたちの安全をすぐに確保していくことを新たに追加させていただきました。</p> <p>以上で、子どもの人権についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	それでは、事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いします。
原田委員	小田原の小学校では、いじめは多いですか。自殺となってしまったケースはありますか。
吉田委員長	事務局でご回答できますか。
教育指導課説明員	いじめから自殺にまで至ったことはありません。
吉田委員長	その他、ご質問等がありますか。
山岸委員	主要施策の方向の3 いじめの防止のところですが、最後に「いじめが解消した後も継続的な指導、支援を行います」とありますが、具体的にはどのようなことですか。
教育指導課説明員	いじめがどこで終わったかというのは難しいですが、その後も継続して心理相談員であるとか、いじめにあわれたお子さんの心のケアを行っています。
吉田委員長	その他、ご質問はございますか。
五十嵐委員	学校の多様性の教育は簡単ではないと思いますが、どのように工夫して、多様性を子どもたちに感覚として持ってもらうか教えてください。
教育指導課説明員	教えたから直ぐに身に付くようなものでもないと思いますし、学ん

	<p>でいくことも一長一短であると思いますが、いろいろな立場から授業で取り組むことや生活に取り入れることなどの関わりの中で学習に取り入れているところではございます。</p>
五十嵐委員	<p>いろいろと言うのはどのようなことでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>具体策として、「こういうことをしています」というのは何かありますか。</p>
教育指導課説明員	<p>先ほど事務局からも話がありましたが、学校は独自で年間を通して重点的に取り組んでいきたいことを決めていく中で、子どもの人権として、授業の中で何回実施していくか、一年間の中でいつ学ぶのが良いのかなど、授業の中ではそのようなことを考えながら進めているところです。</p>
五十嵐委員	<p>具体的な感じがよく分からないのですが。</p>
教育指導課説明員	<p>具体的にどういうことかというのは、学校によって違いますので一概に申し上げるのは難しい状況です。</p>
吉田委員長	<p>大石委員から補足があるようです。</p>
大石副委員長	<p>多様性は、今すごく大事な問題でありまして、小田原でもそうであると思いますが、外国籍市民が増えている中で、例えば学校のクラスの中で60%が外国につながる子どもであるとか、そういうクラスもあるわけです。そうすると、肌の色の違いであるとか、言葉とか、文化的な背景であるとか、そういうことがいじめの対象になったり、差別されたりしてしまうんですね。そのようなことにならないように、教育の中で人権の大切さ、違いがあることをしっかりと理解し認め合うことが求められていると思います。非常に簡単ではないですがとても大事な問題であると思います。</p>
吉田委員長	<p>私の知っている事例では、例えば給食に、ある国のメニューを入れてみるであるとか、そういう取組をしている自治体もあるようで、小田原市ではそのようなことをされているか分かりませんが。昨今、教育系の大学のプログラムの中に多様性をいかに教えるかということが講義内容に含まれるようになったそうです。滋賀大学に知り合いがいて、教育学部ではそのような科目が置かれたそうです。先生方の教育の中では必修ではないと聞いていますが、どういうものか注目されていますので、そうした先生方に対する研修も必要だと思いますし、具体策としてどのようなことが成されているか、何が効果的であるか調べたりすることも必要だと思いますが、今の状況は何かそのような取組はございますか。</p>
教育指導課説明員	<p>多様性に特化してというわけではございませんが、年間計画をいただいた学校から、年度末にこのようなことを学習しましたということを毎年学校から集めています。ただ、多様性についてこういうことを</p>

	しました、というのはまだありません。
吉田委員長	それは、各学校とシェアしていますか。
教育指導課説明員	こちらで集約はしています。それを学校の中で紹介していることはありますが、全体ということでは行っておりません。
吉田委員長	今後の取組をお願いしたいと思いますが、それでいかがでしょうか。
五十嵐委員	現場任せということについては手を打つ必要があるのではないかと感じます。私も実務教育の現場で学んでいますが、多様性がないところに多様性の考え方を問題が起こる前から行うかは、現場の先生方にお任せする部分も落とし込みということではそうだと思いますが、何を伝えなければいけないかは共通して持っていて良いと思います。委員長が話されたとおり、良い事例は展開された方が良いと感じました。
吉田委員長	今後の取組をお願いしたいと思います。 その他、ご意見等はございますか。
山岸委員	主要施策の2のところ、「子どもなどに対し、虐待の未然防止や早期発見・対応に努め子どもの安全を守ります」と書かれています。次の「養育者の抱える問題への理解と対応により、虐待につながるリスクを減らすため、養育者支援に努めます」とありますが、これは虐待の未然防止ということですが、「子どもなどに対し、未然防止」という表現は違うのではないのでしょうか。逆に、子どもが虐待を受けていることについてしっかりと話ができる取組ではないかと思うのですが。
吉田委員長	主要施策の方向の2の下から3行目のところで、この表現は適切ではないとのことですが、持ち帰らせていただき検討しましょうか。どのように調整するか検討させてもらおうと思いますが、ご担当の部署からは何かありますでしょうか。
子ども青少年支援課説明員	ご指摘の部分について、文面は事務局と協議して修正します。
吉田委員長	他にございますか。
原田委員	話が戻るのですが、ヘイトスピーチという言葉は今の学校の教科書に載ってもおかしくないような言葉だと思います。紙で、例えば死ぬとか、誰と誰が仲良くしないとか、先生や大人たちに見えないところにありますので、学校の先生方にヘイトスピーチをテーマとして会話をさせていただきたいと思います。
吉田委員長	先ほどの議論でもありましたが、ヘイトスピーチという言葉はもっといろいろなところにあっても良いのではないかということですね。インターネット上でのいじめであるとか、同和問題に対するヘイトスピーチであるとか、学校でも、これまでそういうことは書いたことはないと思うのですが、そういう視点からヘイトスピーチはいけな

	<p>とであると書くことについて検討が必要かもしれないと思います。</p> <p>担当部署はどのように考えますか。新しい問題提起であると思いますが、そういう問題であまり子どもに対してはなかなか教えないかと思うのですが、ヘイトスピーチがあるということは早く教えても良いのではないかと思います。教えることには時間の限りもあると思いますし、小中学校でやっているかと言えばおそらくやっていないかと思いますが、今後、いじめの中で該当するようなことが起こってくるとすれば、それはいけないことだと教えなければいけないかもしれませんね。どうでしょうか、ご検討いただけますでしょうか。</p>
教育指導課説明員	<p>ヘイトスピーチの子どもたちへの伝え方ということですが、先生方に対しては研修会を年3回設けているところで、先ほどの多様性もそうですが、「こういうことが世の中で話になっているので子どもたちにこういう流れで伝えていかなければいけないのではないか」ということは落としているところです。</p>
吉田委員長	<p>そうすると、主要施策の方向3のところ成されている取組の一つとして、そういう言葉を入れることが良いのでしょうか。先生方への研修ということで注意喚起をしているとか。</p> <p>原田委員から提起があったようにヘイトスピーチの問題はいろいろなところに絡んできて、指針の中に何回も登場する言葉があると思います。そういうものとして、ヘイトスピーチを1か所だけでなくいろいろなところに書くことは新たなやり方かなと思います。ちょっと念頭においていただいて、書くとなればどこかをマークしておき、インターネットによる誹謗中傷のあたりと同和問題のどこか、それから、今の子どものいじめの中で少なくとも取組が成されている先生方への注意喚起があるということで散見される形とするか、1か所とするか、検討することでよろしいでしょうか。原田委員以外の方で何かご意見等がありますか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>わかりました。そうしたら保留にしておき検討したいと思います。</p> <p>子どもの人権について、それ以外にご意見、ご質問はございますか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>それでは、次に高齢者の人権について、事務局から説明をお願いします。</p>
【事務局】大澤主任	<p>続きまして、議題（1）ウ 高齢者の人権について説明させていただきます。</p> <p>現状と課題の中では、高齢者人口の将来の予測として、令和27年における想定を示しました。また、現行指針ではなかった孤立や生きがいの喪失といった問題について記載するとともに、身体的虐待、経済</p>

的虐待について、具体的な内容を記載しています。また、認知症への理解を深めていくことを新たに追加したほか、高齢者だけでなく、高齢者を支えている方に対しても支援をしていく必要があることを入れています。

グラフとしては、小田原市における高齢者の虐待に関する件数を載せています。

主要施策の方向として、現行指針の「高齢者相談・支援体制の充実」から「社会参加の促進と生き生きと暮らす環境づくり」に修正しました。現行の内容は踏まえつつ、社会活動への参加、地域における支え合いや見守りといった表現にしています。2つ目として、現行指針の「高齢者の権利擁護」に尊厳を大切にする教育・啓発活動を追加しています。4つ目として、現行指針では「介護保険制度の周知や研修の充実」としていましたが、新たに「認知症への理解促進と認知症でも安心して生活できる支援体制づくり」という内容に変えています。介護保険制度については、全国的にも認識が進んでいることから、認知症について対応することを盛り込んだものです。5つ目の「利用しやすい施設や設備の整備・改修の推進」では、ユニバーサルデザインの考え方を、施設等の整備にあたり引き続き取り入れていく中で、行政と民間が連携して進めていく表現を追加しています。

高齢者の人権については、事前に2点のご意見、ご質問をいただいております。本日配布した事前意見、質問等一覧をご覧ください。

まず、1点目としては、グラフのタイトルに「小田原市の」等の字句を入れたほうが良いとのご意見です。こちらについては、ご意見にありますように字句を追加させていただきたいと思います。

2点目は、小田原市内での介護人材の確保状況に課題があるかどうか、また、介護人材確保の施策があるかどうかとのご質問をいただきました。介護人材不足は全国的な課題であるとともに本市でも喫緊の課題であると捉えています。令和2年に市内の介護サービス事業所に対して行ったアンケートでは、運営上の課題として約54%の事業所が「職員の確保」と回答しており、本市では、介護サービス事業者を支援するため様々な施策に取り組んでいます。

令和3年度は、広報紙での特集記事や市内中学校への理学療法士等の派遣を通じ、介護の仕事の魅力について発信したほか、介護サービス事業所に対するハラスメント対策研修会の開催等を通じて介護職員の離職防止・定着支援に努めています。

今年度は、新たに「介護職員キャリアアップ支援事業補助金」を創設し、介護サービス事業所の職員が受講した指定の研修に係る費用を法人が負担した場合に、その費用の一部を市が補助することにより、

	<p>介護職員等の職場定着・離職防止を図っているところです。また、介護職員等を市内小中学校に派遣し、児童・生徒に対して介護の仕事の魅力を発信することで若い世代への啓発に努めるほか、就職5年目以下の介護職員等による意見交換会を開催し、職場定着や離職防止に努める等、課題に対し様々な観点で今後も取り組んでいく予定です。</p> <p>以上で、高齢者の人権についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	それでは、ご意見、ご質問等はございますか。
瀬戸委員	<p>意見ではないのですが、この虐待の数が減っているというのは、私は民生委員をしているのですが、コロナウイルスの影響で近所付き合いが少なくなっています。情報が家の中に入っておりますし、高齢者もその家族もみんな出てきません。(主要施策の方向3)「地域包括支援センターなどと協力して」というところに、私たち民生委員も協力すべき立場にいるわけですが、なかなか通報というところまで深入りできない状態が続いています。そのことをどうしたら早く虐待が通報できるか、もう少し考えていかなければいけないと民生委員として思います。虐待通報の人数が少ないというところが、前より近所付き合いがなくなって通報が少なくなったように思います。</p>
吉田委員長	事務局、担当部署は何かありますか。
高齢介護課説明員	<p>瀬戸委員からお話がありましたが、こちらのグラフにもございますが、令和2年度から令和3年度にかけて虐待通報件数が数としては減っている状況です。それは、委員がおっしゃったとおりで民生委員など地域に根付いている方にとっては、実態が見えづらくなってしまっている状況にあります。民生委員の他にも、例えば介護サービスを使っている方であればケアマネジャーであるとか、そうした関係する方が家庭に深く入り込めていないことがコロナの影響で出てきてしまっているのが実情としてございます。そういうことに対してどうしていくのかは課題となっています。試行的ではあるのですが、昨年度、市と地域包括支援センターとで介護サービスを本来であれば使っているであろう方々、要介護認定を受けていて、かつ、認知症の傾向が見られ、介護サービスを使っていない方を抽出しまして、こちらで訪問という形をとり個別に様子を見ていながら、少しでも気づくものがないか、行っているところです。どのように取り組むのがベストであるかは一概には言えませんが、何らかの形で見えない部分が見えるように取組は進めていきたいと考えています。</p>
吉田委員長	瀬戸委員、何かございますか。
瀬戸委員	<p>今、民生委員の場合、なり手がいないわけですし、近所付き合いの中で民生委員が通報するほど深入りできるかは、なかなか難しい状況ですが、やはりそういう研修もしながら個別の援助を出来るような方</p>

	向に民生委員がなっていけば良いと思っています。何か計画の中で前向きな思いがあれば良いかなと思います。
吉田委員長	民生委員さんの記載については、どこかにありますでしょうか。検討はしないのでしょうか。
瀬戸委員	今は出ていません。
吉田委員長	そうしたら今後また入れるかどうかを検討させていただきたいと思えます。他に、ご意見、ご質問はございますか。
※委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいでしょうか。それでは、次に障がい者の人権に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	<p>続きます、議題（１）ウ 障がい者の人権について説明させていただきます。</p> <p>現状と課題の中では、現行指針策定以後の法整備として障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮を行うことについて記載しています。また、障がいのない人に合わせた社会がつくられ、障がいのある人は、その社会の中で困難に直面しており、障がいのない人に対して今の社会の中に障害を作り出す原因があることを知ってもらうことを意識した文言としています。</p> <p>グラフや表としては、障がい者数の推移や虐待に関する件数を載せています。また、社会におけるどのような場面が障がいのある人にとって壁となっているのか、具体的な内容を記載して理解してもらえよう、４つのバリアという形で分けて示しています。</p> <p>主要施策の方向として、１つ目の「相談・支援と権利擁護の充実」では、合理的配慮の提供の推進を図ることや、障がいのある人への虐待について文言を追加しています。２つ目の「暮らしを支える福祉サービスの充実」では、地域全体で支えていく体制づくりを進めることを追加しています。３つ目の「社会参加と就労の促進」では、障がいのある子どもが障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進について追加しています。４つ目の「バリアフリー社会の推進」では、心のバリアフリーを広めていくことを追加しています。</p> <p>障がい者の人権については、事前に１点ご意見をいただいております。他の人権問題のところにも関わる内容ですが、先ほども少し話が出ましたが、グラフや表の時系列について和暦と西暦が混在しているので統一してはどうかとのご意見がございました。先ほどお答えしたとおり、和暦と西暦を併記する形で表現を合わせていきたいと思えます。</p> <p>以上で、障がい者の人権についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	それでは、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

志澤委員	先ほどの子どもの人権にも繋がるのですが、障がいもいろいろとあるかと思いますが、児童の発達障害を含む障がいということで、そうしたお子さんが多いと思います。そうした児童に対して、学校で支援員の方はどの程度ついていきますか。
教育指導課説明員	支援級に在籍しているお子さんが増えている傾向にあることは、全国的にあり、小田原市も同じ状況であります。一人ひとりに合わせた支援を展開できるようにということで、小田原市でも個別支援員を児童の人数に合わせて配置しているところです。年2回、各々の障がいに合わせてどのように支援をしていけば良いのか、研修を行っているところです。
吉田委員長	いかがでしょうか。
志澤委員	ありがとうございます。
瀬戸委員	現状についてお話をしたいと思うのですが、今、町田小学校の運営委員をしています。授業参観の時に子どもたちの様子を見せていただいているのですが、志澤委員が言われたように、障がいのある子どもたちの人数はすごく増えているんですね。それで、障がいの程度が重いと一人に対し支援員が一人ついていきます。支援員の方が多く、丁寧に子どもたちを見ていまして、知的障がいのお子さんが多いのですが、皆さん楽しくしていらっやって、そういうところの教育は前向きだなと感心していました。
吉田委員長	他にご意見、ご質問はございますか。
大石副委員長	気が付いたのですが、障がい者の表現の仕方なのですが、障がいの「がい」を平仮名にしているところと漢字で書いているところがあるのですが、これは統一した方が良いかと思います。害をあたえるから「害」という言葉を使うのではなくて、一定の定義が必要ではないかかと思えます。敢えて、問題を逸らさないという形で「害」と使っているところもありますし、こういう言葉を使いたくないということで平仮名にしているということもありますので、整理する必要があると思えます。
吉田委員長	見たところ、法律等で決まっているものがありまして、平仮名にできない部分が散見されますが、その他、漢字が残っているところはございましたでしょうか。大石委員のご提案について、どうして平仮名で書いているかをどこかに書くべきか、そういうことでしょうか。
大石副委員長	そうですね。平仮名にするのであれば。
吉田委員長	担当部署から説明をお願いします。
障がい福祉課説明員	今お話しされたように、法的には文言が「害」の字で漢字となっているものについてはその形となりますが、通常の表記については、事務局とも相談しますが平仮名で書くということで統一をさせていただきます。

	きたいと考えております。
吉田委員長	大石委員のなぜ平仮名とするかを書くべきではないか、ということですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。
障がい福祉課説明員	いただいたご意見のように、基本的には「害」という字は良くない意味で捉える方がいらっしゃいます。言われるようにそういった考え方については対応したいと思います。
吉田委員長	定義を書かれるということでしょうか。障害と障碍と書かれる場合がありますよね。「がい」について平仮名で書くことを定義として書いていただくということでしょうか。
事務局【大澤主任】	今、現状と課題の下から3行目のところで「障害」ということで漢字の表記をしています。それ以外のところでは法律等を除き、基本的に平仮名ということにしておりますが、統一がとれていないということで、こちらは壁となっているというか、社会的バリアというところで漢字の表記としていたところです。市においては、基本的に平仮名表記で統一されていたかと思いますので、所管部署と調整させていただきたいと思います。
吉田委員長	下から3行目のところですね。こちらは少し違う意味かと思しますので、別の言葉で置き換えるのも一つの方法かと思えます。
事務局【大澤主任】	委員長がおっしゃられたように表現を変えることも方法の一つかと思えますので検討させていただきます。
吉田委員長	その他はございますか。
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいでしょうか。 それでは、次に外国につながるのある人の人権について事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	続きまして、議題（1）ウ 外国につながるのある人の人権について説明させていただきます。 現状と課題の中では、現行指針ではさまざまな困難を抱えていることやさまざまな人権問題が発生しているとの表現に留まっておりますが、より具体的に直面している困難が分かるように記載しております。また、過酷な労働環境、賃金の問題、ハラスメントなどの問題が起こっていることを追加しました。加えて、特に外国につながるのある子どもたちについては、学習支援が進んでいない状況やアイデンティティへの悩み、いじめなども起きている現状を入れています。また、これまでになかったヘイトスピーチについて、新たに記載しております。 グラフとしては、本市における外国籍の人の人数を載せています。主要施策の方向としては、1つ目にある「多文化への理解促進と共

生に向けたまちづくりの推進」を現行指針から新たに追加しました。外国籍市民の方の地域活動への参加促進や地域とのつながりを作れるよう取り組むことについて記載しています。そして、市政やまちづくりを進めていくうえで、外国籍市民の方の意見を踏まえて進めていく必要性を記載しています。3つ目の「わかりやすい情報の発信と非常時における対応の強化」としては、現行指針での「災害への対応」を修正したもので、災害時だけでなく、平時においても適切な情報発信の必要性と非常時として災害や医療に係る対応について記載しています。4つ目の「就労支援」では、日本語指導とともに学習支援にも取り組んでいることを追加したことで、外国につながる子どもの状況を把握していくことを新たに記載しております。5つ目の「相談・生活支援の充実」では、地域日本語教育の支援への取り組みや子どもの居場所づくりに努めていくことを記載しております。

外国につながるある人の人権については、事前に3点のご意見をいただいております。本日配布した事前意見、質問等一覧をご覧ください。

まず、1点目のご意見です。主要施策の方向の1つ目で、文章中に「共に生きる社会のために」という文言を追加してはいかがか、というご意見です。これにつきましては、検討させていただきたいと考えますが、先ほどのご説明の中で触れましたが、外国籍の人の意見もいただきながら市政やまちづくりを進めていく考えを文章として記載しています。まさにそのことが共に社会を生きていくという視点ではないかと考えております。

次に2点目のご意見です。主要施策の方向の5つ目、「相談・生活支援の充実」の文章中に「さまざまなハラスメントの相談、防止対策をすることを追加してはいかがか」、というご意見です。これについては、現状と課題の中で、ハラスメントも含む問題が起こっていることを新たに追加させていただきました。主要施策の方向として、女性の人権でハラスメントの防止について言及しているとともに、次回の委員会でお示しする「就労者の人権」の中でもハラスメントについては触れる考えでおります。ハラスメントの防止は当然必要なことと認識しておりますが、「外国につながるある人の人権」の中で特化して記載すべきかどうかは、検討させていただきたいと思っております。

次に3点目のご意見ですが、イラストの表現が危ういのご指摘をいただきました。委員の皆様が同様に気になられるのご意見であるならば、イラストを削除させていただきたいと思っております。

以上で、外国につながるある人の人権についての説明を終わらせていただきます。

吉田委員長	ただいまの説明についてご意見等はございますか。
村上委員	私はこのイラストを見た時は良いイラストだなと思ったのですが、少し気になったのでご指摘してみました。どうしてもこれはというところまで考えていたわけではありません。正直、私も分からなくて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思っています。
吉田委員長	大石委員、どのように思われますか。
大石副委員長	私は横浜で在日外国人の子どもたちを集めて教育生活相談の NPO を行っているのですが、今は地域社会の中に外国人が多くいて、かつては在日コリアンの方が殆どでしたが、国籍も背景も多様化して肌の黒い方も大勢いますし、アジア系の人も多くいるなど、いろいろな人がいます。そういうことの表現として私は別に良いのではないかなと思います。ちょっとここで言っている意味が良く分からないのですが。
山岸委員	この施策の説明書きで、イラスト自体は良いと思うし、この施策を読むと災害に係ることだからこのような絵なのかなと思います。ただし、このイラストだけ目に入った時に顔の色というよりもすごく怖い顔をしているので、市民の皆さんがぱっと見た時に、怖い顔をして子どもを連れて走っている、このイラスト自体はどうなのかという印象を持ちました。
吉田委員長	もう少し明るいイラストの方が良いのですかね。村上委員の関心というのは、ここで固定的なイメージというのを発信してしまうのでしょうか。外国の人という、肌の色が違うという、そのような感じですか。
村上委員	委員長がおっしゃっていただいたように外国人ということを示すのに端的に肌の色で表現するというのは安易ではないかという印象は受けました。しかし、それが全くダメかと言われるとそこまでの確証はありません。
吉田委員長	それだけでは、見分けがつかない場合もありますし。いろいろな方がいらっしゃいますし、外しましょうか。外したほうが妥当でしょうか。とりあえず外す方針で行こうかと思いますが、各セクションで必ず何かイラストを入れているようですので、他に何かあるようであれば検討できればとは思いますが。 そうしましたら、「共に生きる」という文言のことですが、段々とフェーズが変わってきています。ドイツでは「共に生きる」から次の段階で最終的にどのように統合するかという、昔の在日の立場の人からすると好まれる表現ではなかったのですが、どうやって地域社会の中で生きていけるようにするかということで、やさしい日本語であるとか、そのような話にシフトしてきています。そういう意味で少し古いかもという気がしてしまっていて、共生という言葉を入れるかどうかは議

	論する必要があると思っています。「共に生きる」と言いますが、所謂、定着される方を対象として政策になっていまして、どういう意味かなと思うところですが、原田委員はどのように思われますか。
原田委員	一番に思うところはやはり差別ですね。共に生きるというのは、いろいろな生き方を教えてもらう、会話するというか。私もまだ日本語の学習は終わらないですし、出来るだけ時間を作って日本人と話をして、日本人はこういう風な生き方をしていることを学ぶと共に生きるというか、生活をしていくにはそれが必要ではないかと思います。
吉田委員長	実感から学ばれたということですね。
原田委員	共に生きるというのは、生活の中で学んでいくこと、生きていくこと。それと外国人の子どもがいたら、その子どもたちにも日本社会の事を伝えていくために必要ではないかなと思います。
吉田委員長	どのように書くかということとは別として、もう少し生活実態に根差したような表現を入れていくのでしょうか。
瀬戸委員	現場の話をさせてもらいますが、アパートで親子間での虐待があるという話を学校からいただいて、そのアパートが、仲間の民生委員のアパートだったわけです。それで、その民生委員が、その家族みんなにあいさつをしたら、その後学校と連携をとってみると虐待がなくなってきたんですね。だから、私も原田委員と会えばあいさつしますし、そうすると心が通ってくると言いますか、だからこの絵もあいさつをして、にこにこしているような絵であれば仲良くなりましょうというような感じになるかもしれませんし、それが差別の無い関係が作れるような気がします。私の考えは、仲良くするにはあいさつをしていくことが平等に生きていけるような気がします。ここに書くということではなくて、基本的な問題はそういうことかなと思います。
吉田委員長	例えば、障がい者の人権で、冒頭のところに「障がいのある人もない人もたがいに尊重し、支え合い、分け隔てなく共に生きる社会をつくることは、今、私たちが取り組むべき課題です」とありますが、そういう文言が、外国につながるのある人の人権にはありません。字数の問題で書くことが難しいところもあると思いますけれど、原田委員や瀬戸委員のご意見を聴くと、もう少し工夫できるのかなと思います。ちょっと持ち帰らせていただき、検討させていただきます。
大石副委員長	技能実習生の問題が加わって、それなりの現状が書かれているわけですが、ヘイトスピーチとして主にターゲットにしているのは、在日コリアン、或いは植民地支配の結果によって日本に住むこととなった人々をヘイトの対象としている問題があります。特に在日外国人の中で長く住んでいる人たち、そこに新たなニューカマーと呼ばれる外国人の人たちが来ているというのが日本の現状です。そうした部分が、

	<p>新たに入ってきた人の問題としては技能実習生などへの人権問題が起こっている。それから、在日コリアンを中心とするオールドカマーの人たちに対する問題はちょっと質が違う気がすると思います。その中でヘイトスピーチの問題が起きている。この中では、「被害者のための実効性のある対策が求められている」と書いてありますが、もう少し具体的にどうしていくのかということが問われているかもしれません。そして、差別を無くしていくためには、在日外国人の歴史などを踏まえて、どうしていくのかというような対応が求められていると思います。具体的な対応として、施策の方向の中では抜けているのかなと感じます。</p>
吉田委員長	<p>そうすると、2段落目の冒頭のところで外国人労働者が増えてきたとありますが、これは1980年代くらいからなのですが、その前についての言及が欠けているかなということで、少し工夫していただいて、在日の人たちの事についての言及を入れていただけたらと思います。それと、ヘイトスピーチは3段落目に記載があるのですが、ヘイトスピーチ解消法は資料として付きますよね。</p>
事務局【大澤主任】	<p>付ける方向で考えています。</p>
吉田委員長	<p>当時のことを参照しつつ、読むことになると思います。文量の問題もあると思います。インターネット上でのことについても書いてありますが、先ほど言いましたように、例えばハラスメントなどは全編に見受けられるわけですよね。このような形でヘイトスピーチについてもいろいろなところに入れることも一つの考えでありまして、検討していかなければいけないと思いますので、そのあたりを見ていただきまして。その他、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
神谷委員	<p>ヘイトスピーチに関する部分なのですが、4段落目のところの「さらに」という一文ですが、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ」という文言がここにあります。ヘイトスピーチの言葉の定義が分からないのですが、このような書き方をするのであれば他のセクションのところでヘイトスピーチという言葉を使っていくことは難しいのではないのでしょうかと感じました。</p>
吉田委員長	<p>少なくとも、インターネットのところではそうした行為が成されるわけですが、法律による定義なので、それをそのままこちらで載せるかどうかということですね。ヘイトスピーチなのか、ヘイトスピーチではないのかという、ただいま神谷委員がおっしゃったのは、法律上の定義をここで表したものであるのですが、それは非常に絞っているわけです。ただ、同和問題にあるように、その人々を排斥しようとする言動はヘイトスピーチではないかという一般的なヘイトスピーチと言えるのかもしれませんが。これは難しい問題で、インターネッ</p>

	ト上のいうところでは、ヘイトスピーチが行われていることはよくあることで、ハラスメントが一般的な言葉であるようにいろいろと入れることはおかしくないわけです。ただ、他のセクションにも書いてヘイトスピーチと言えるのかという方針の問題ですよね。非常に強い言葉ではありますが、大きな問題だと思います。ちょっと方針を検討させてください。
五十嵐委員	外国籍のところですが、「国・県・民間団体と協力した地域日本語教育の支援」であるとか、日本語指導協力者の件などについて、どのように行っているのか教えていただけますか。
事務局【竹井課長】	地域日本語教育に対する支援については、ボランティアの方がされている日本語教室が3教室あります。それに対し、市では開催内容や時期などの情報発信をお手伝いさせていただいております。国、県、民間団体ということで、この民間団体は運営されているボランティア団体になるわけですが、国、県では日本語教育の促進として神奈川県下で空白地をなくしましょうという取組をしています。そういう意味では小田原市の場合3団体が従前から活動されているわけですし、空白地ではございません。こちらとしては、そういうクラスがありますよ、ということで情報発信をしております。
吉田委員長	いかがでしょうか、五十嵐委員。
五十嵐委員	国と県は無いということでしょうか。
事務局【竹井課長】	地域日本語教室について、国や県では空白地を対象として、これから新しく立ち上げることに對して補助メニューがあります。そうした支援について、国からの経費が県に下りてきて、県から実施したい団体へ支援をしている、そのような状況です。
吉田委員長	日本語指導協力者についても説明をお願いしますか。
教育指導課説明員	日本語指導協力者の派遣事業ということを実施しておりまして、外国につながるのある児童・生徒が学校内でより良い人間関係を構築したり、学習することが出来るよにということで、日本語指導を行える教育者を学校に派遣しているという内容です。
五十嵐委員	ありがとうございます。
吉田委員長	日本語教室が開かれていても、長時間労働等の後で、平日に通うことが難しいことがあると思いますが、そのようなことがされているということですね。その他、ご質問等はございますか。
原田委員	小田原にウクライナからの難民の方を受け入れたということはあるですか。
吉田委員長	事務局いかがですか。そのような情報はありますか。
事務局【竹井課長】	ウクライナの難民の方の受付については、国や県を通じて難民の方が小田原市へ行きたいということがあった場合は、庁内ですと総務課

	<p>というところが一括的な窓口となっています。そちらに情報が入りまして市営住宅の利用であるとか支援をしていく状況にはあります。ただ、直接的な相談としてはまだ聞いておりません。</p>
吉田委員長	<p>小田原市に受け入れを求めている時の対応ということですよ。鎌倉市で2人ほど難民の方を受け入れたという情報は聞いておりますが、小田原ではまだ無いということですね。</p>
吉田委員長	<p>ちょっとお聞きしたいのですが、就学支援について別のところで耳にしたのですが、住民台帳に登録のある外国につながるのある方の就学状況の把握は、小田原市ではどのようになっていますか。どこかに就学しているのかとか、該当件数が何件くらいあって、どの程度把握または未把握なのか分かりますか。</p>
教育指導課説明員	<p>一応把握はしておりますが、学校では確認していない状況です。</p>
吉田委員長	<p>それは、実際行っているかということですか。</p>
教育指導課説明員	<p>市では台帳等を見れば分かりますが、学校については、外国籍ということは分かるのですが、どこの出身かということは分かっておりません。学校に対しご家庭が直接話をされた場合の集約はしておりますが、どの国の人が何人ということまでは分かっておりません。</p>
吉田委員長	<p>文部科学省で就学状況を把握するようという指示があったということを知っておりまして、それに基づいてアンケート調査をするであるとか、他市ではそのようなことをされていると聞きました。小田原市の状況はどうかと思ったのですが、まだそこまでは。</p>
教育指導課説明員	<p>アンケートに合わせて教育委員会で、人数はこれだけです、ということは今後照会していく予定です。今まで学校で集約して外国籍という取扱いをしておりませんでしたので、そこについてどのように周知していくかは検討しているところです。</p>
吉田委員長	<p>その他ご質問等がありますか。</p>
<p>※他、委員からの意見なし</p>	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、次はホームレスの人権に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>続きまして、議題（1）ウ ホームレスの人権について説明させていただきます。 現行指針からの主な変更点として、海岸、公園、河川敷等で寝泊まりをしているだけではなく、ネットカフェや知人宅へ身を寄せているなど不安定な居住環境に置かれている人がいることを追加しています。また、ホームレスとなった背景として経済的な問題だけでなく、人間関係のトラブルなど、さまざまな状況でホームレスとなっている人がいることを記載しています。事前に意見や質疑を照会した時点か</p>

	<p>らの修正点としては、現状と課題の3行目で、「家庭内のトラブル」としていたものを「人間関係のトラブル」と変更したことや、3段落目で「当事者が不安定な生活から脱却できるよう自立支援、生活支援等に向けた取組を行っている」とした部分を、支援を望まない人もいるため支援につながらない実態があるという表現を入れております。支援につながらない実態はあるものの、諦めずに当事者の方の自立意欲を高めていくため働きかけをしていくことを追加しています。</p> <p>事前のご意見、ご質問としては、1点ございます。</p> <p>主要施策の中で、就業や就労に触れた部分が少ないように感じるとのご意見をいただきました。就労については、国の施策として進めている状況でございます。ホームレスの問題の中では触れておりませんが、貧困に関する人権問題の中で就労について触れています。市の現状としては、生活困窮という視点から生活保護制度の利用により、まずは生活の基盤を作っていただきたいと考えています。そこから就労につなげていくため、就労支援員が履歴書作成や面接対策などの取組を行っており、ハローワークとも連携をしている状況です。</p> <p>以上で、ホームレスの人権についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	村上委員からのご意見がありました。就業や就労についてはカバーされたということでよろしいのでしょうか。
事務局【大澤主任】	貧困の話においてこの部分は載せておりますので、先ほどご説明したとおりでございます。
吉田委員長	それでは、ご意見、ご質問はございますか。
神谷委員	現状と課題の1段落目の最後のところに、「実態を把握することは難しい状況です」と書かれておりますが、主要施策の方向の1つ目が、実態の把握ということで、これはどのように行っていくのか教えていただければと思います。
生活援護課説明員	実態の把握ということで、ここに記載してあるネットカフェの居住などは難しい状況でありまして、本市では、河川敷であったり、海岸であったり、橋の下などの見える範囲で、月1回ボランティア団体と一緒に活動したり、独自で確認したりする中で実態の把握をしています。しかし、ネットカフェにおける居住実態などは把握しづらいのが現状となっております。
吉田委員長	お聞きしたいのですが、ボランティアの方とは夜に行かれるのでしょうか。
生活援護課説明員	夜に確認に行くこともございます。私たちだけで独自に行く時は日中が多いですが、日中に居ないこともありますので夜に行かないと会えないということもございます。

吉田委員長	この暑い時期であれば図書館に行かれたり公共施設の中に避難しないと死んでしまうこともありますので、ボランティアの方もよく知っておられるでしょうし、本人たちも工夫されていると思います。神谷委員、いかがでしょう。
神谷委員	何となく、始めに読んだ時に、難しいと書いているけれども、施策の方向の1つ目では実態調査を行うと書いてあることが、ちぐはぐと感じたので文言などを工夫された方が良いのだろうと感じました。
吉田委員長	段落を分けるとかでは駄目でしょうか。実態内容が難しいとあるのもネットカフェに居住している人がホームレスに該当するかどうかの判断は難しく、外を回っていても見えないことから、1段落目の「しかし、この数値では」というところを改行してしまったら、違う角度の問題があるという風に工夫してもらうことはできますか。
事務局【大澤主任】	はい、わかりました。
吉田委員長	そして、実態把握としてボランティア団体では何十年も活動されている人がいて、実名かどうかは分かりませんがどこに誰がいるということを記録されているわけです。そして、景気が悪かったりして、コロナもあって家を無くされたりする人も増えてきて、相手がお答えになる限りというか、人数だけでもとか、そういうことを記録していて対応を重ねているかと思います。 他にご意見、ご質問はございますか。
吉田委員長	ちょっと伺ってもよろしいでしょうか。商工会の方ではこの問題についてどのように考えますでしょうか。最近では、座れなくするためにオブジェを置いたりすることもあります。いろいろな事情でそこに居られる方がいまして、一律に排除をすると影響があるかと思いまして。
山本委員	ホームレスというよりは、貧困というか、就業に就けない方の支援ということで、前段階のところでもどのように商工会議所で支援していくかということでありまして、先ほど話のありました障がい者の就業支援も含めて、様々な就業に対して支援できるように経営者側で努力はしている状況です。
吉田委員長	例えば商売をされている時に、前に座っておられると支障が出るといった話をしばしば聞くわけですが、商工会議所の中ではご議論などはありますか。
山本委員	観光飲食部会や商業部会のところ、或いは商店街連合会のところでは現状意見が出てきません。要望があれば、商工会議所でとりまとめますが、それ以外は商店街の方から行政や警察などへ直接ご相談するというような状況と推測します。
吉田委員長	そうすると、ワンクッションをおいて行政や警察の中での話し合い

	ということになると思いますが、そのようなご相談があった場合はどのように対応されますか。
生活援護課説明員	特に最近としては、そうした商業関係からのご相談はいただけない状況です。以前に比べますと小田原市内のホームレスの方の数はかなり減っている状況です。
吉田委員長	相談すると言うのに相談は無いということですが、お金が少しあれば寝られる場所はあるので、外にいらっしゃる方も少ないのかもしれませんが。 どのように相談支援をするかということで、実態というか、実際に教えていただければと思いますが。
生活援護課説明員	商業関係といいますか、最近ですと、小田原駅地下のハルネを所管しております経済部から相談がありました。ハルネのところを利用している方だけでも限りませんし、ホームレスの方だけでも限りませんが、集まって騒いでいるということで、巡回というか見に行き確認したということがありました。
吉田委員長	その後の対応というのはどうだったのですか。
生活援護課説明員	ハルネのあたりで、ホームレスの方など日中暑い時にいらっしゃることはあるかと思います。巡回した際に声をかけさせていただいたりはしておりますが、実態として声をかける以外のことは出来ていない状況です。
吉田委員長	結局、支援の方が回られて何をしているのかと聞くとしゃべってくるわけですが、そして何か緊急事態があった時に何とかしてくれということで、それが見回りの実態かと思えます。生活保護の申請もなさない方が多いですね。窓口での申請自体が難しいなど、いろいろな理由で難しいという状況があると思えますし、おそらく商売の関係でどのように調整するかということも難しいことと思えます。けれども今の時期に外にいますと熱い中で死んでしまいますし、そういう意味で実態を踏まえた相談支援の対応が求められていると思えます。なかなか実際に会われることはないですね。行かないと。 支援団体は何団体くらいありますか。1団体ですか。
生活援護課説明員	はい。
吉田委員長	そうしましたら、ご意見、ご質問がないようでしたら貧困に関する人権問題へ移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	続きまして、議題（1）ウ 貧困に関する人権問題について説明させていただきます。 こちらは、現行指針にはこれまで項目としてなく、新たに項目立てした内容です。現状と課題の中では、日本の貧困の状況について記載するとともに、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差是正への取

	<p>組が進んでいますが、特に非正規雇用労働者が厳しい状況に置かれていることを記載しています。その他に高齢者における貧困の問題や親から子へと貧困の連鎖が続いてしまう問題が起きていることを記載しています。事前に意見や質疑を照会した時点から修正した部分は、非正規雇用労働者の中には社会保障をきちんと受けることが出来ていない実態もあることを追加させていただきました。</p> <p>施策の方向としては、生活に困窮している人への取組、貧困に陥ることを防ぐための取組、教育・啓発活動の推進の3つとしています。教育・啓発活動の推進の中に、生活に困窮している世帯を対象とした学習支援のことを追記いたしました。</p> <p>委員の方からの事前意見、質疑についてはございませんでした。</p> <p>以上で、貧困に関する人権問題についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	この項目についてご意見、ご質問等はございますか。
吉田委員長	小田原市では子ども食堂の取組はあるのでしょうか。
瀬戸委員	私の地域では子ども食堂を実施しています。以前は子どもたちとご飯を作ったり、遊んだりしたわけで、その中で貧困の子どもたちとも仲良くなったりしたわけですが、今はコロナの影響でテイクアウトとなり全然活動ができていない状況です。これから少しずつ小田原短期大学の人とか、そういう方たちを交えながらやっていこうかという矢先で、出来ない状況です。
吉田委員長	まだ、活動する上では難しい状態にあるということですね。
瀬戸委員	この7月からそろそろやりましょうかという話でした。
青少年課説明員	子ども食堂については青少年課が担当としておりますが、小田原市で協定書を交わした団体は7か所ありましたが、コロナウイルスの関係で1か所減り、現在は6か所となっています。その他、子ども食堂ではありませんが、食事を伴わない居場所づくりというものもあり、そちらは7か所ありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の関係で休業しているところもございます。今、瀬戸委員の話にありましたように、子ども食堂で集まって食事をとるということは出来ない状態であることから、配食ということで支援を行っている状況です。今後、感染状況が落ち着いてくれば、以前のように戻していくという話が出ています。
吉田委員長	我々が子どもだった頃、大学時代の80年代の高度経済成長の時でしたので、非常にかけ離れた状況で、大学に来る学生の3割くらいの子どもが奨学金を受けていて、卒業した後に返すことで四苦八苦しているとか、常に大体の学生は働いているとか、私の時はそのような状況ではありませんでした。もっと下の世代では家に帰ったら両親が居な

	<p>いことでご飯がないとか、いろいろと対応が難しい中で努力をさせていただいていることもありますし、責められないところもありますし、どちらを優先するかでコロナ禍でも開けるという選択は難しいと認識しております。</p> <p>子どもについてはそのような状況であるわけですが、高齢者については何か担当部署からご説明などはありますか。</p>
高齢介護課説明員	それは高齢者の居場所づくりとしての食事会のようなものであるのか、それとも困窮支援としてのものであるのか、どのようなことでしょうか。
吉田委員長	困窮となると生活保護の申請となりますよね。
高齢介護課説明員	そうした経済的な話となりますと、当然、一定の所得水準以下の方へは生活保護のご利用を案内することにはなります。私どもが普段ケースワークとして対応している中で、特に困っている部分というのはその制度から外れる方で、生活保護の水準よりは所得はあるのですが、一般的な介護サービスであるとか施設へ入るところでは所得が足りない方々をどのように支援するかが、高齢者世帯の中で難しいという実情はございます。
吉田委員長	他にご質問、ご意見等はございますか。
※他、委員からの意見なし	
吉田委員長	よろしいでしょうか。それでは、疾病等に関する人権問題ということで事務局から説明をお願いします。
事務局【大澤主任】	<p>続きまして、議題（１）ウ 疾病等に関する人権問題について説明させていただきます。</p> <p>現状と課題の中では、現行指針の新型インフルエンザの記載について削除し、新型コロナウイルス感染症についての人権問題を記載しています。また、感染症にかかった患者、回復者だけではなく、ご家族や治療等に関わっている医療従事者に対しても誹謗中傷や差別が起きていることを記載しています。そして、病気についての正しい知識を身に付けることと理解を促進させていくことを載せています。</p> <p>施策の方向について、１つ目では、医療関係者の人権意識の向上と適切な情報管理のもとに相談体制の充実を図ることを記載しました。２つ目では、正しい情報の速やかな提供を図ることを記載しています。３つ目では、誤った情報伝達の防止や困難なケースにあたり関係者で情報共有を密に行っていくことを記載しています。</p> <p>また、事前にいただいたご意見としては１点ございますが、事務局側での誤字によるものでございますので、説明は省略いたします。</p> <p>以上で、疾病等に関する人権問題についての説明を終わらせていただきます。</p>

吉田委員長	ご意見やご質問はございますか。
吉田委員長	コロナウイルスに関しての情報の公開は、いろいろと自治体毎に異なっており議論があったと思いますが、小田原市では何か問題等はございましたか。
健康づくり課説明員	ご質問の趣旨ですが、コロナに関してということですが。
吉田委員長	情報公開として、どのくらい情報を流すかということで、各自治体があったと思うのですが小田原ではそのような問題はございましたか。
健康づくり課説明員	健康増進の関係の担当であるため詳細なことまで把握しているわけではございませんが、課内の話の中では情報公開について障害があったとか、ここは出さない方が良いとか、問題を検討したとかそういった話は上がってきておりません。
吉田委員長	現状と課題の最初の段落にある、偏見や差別といったことがあることからお聞きしたわけですが、委員の皆さま、いかがでしょうか。
大石副委員長	ハンセン病のことが載っているのですが、差別を無くしていくという視点の中で疾病の問題をどのように考えるかということでは、ハンセン病の歴史というか、正しく伝わらずに一方向的に隔離をしてしまい、そのために家族と引き離されて苦勞する。そして、現在においても自分の家に戻ることができないとか、そういう偏見だけがずっと残ってしまっているわけですね。そういうことが伝わるように、一応触れてはおりますが、伝わることが大事だと思います。特に疾病の問題では勝手に噂が流れていき、そのことでその人と付き合わないとか、家族と遠ざかってしまうとか、子どもの世界でも誰の病気がうつってしまうからその子と一緒に遊ばないとか、そういう偏見が増幅されてしまうことがあるわけです。正にハンセン病では国家のとった政策が誤っていたために犠牲になってしまったことを、反省として、そういう意味での危険性をこの中で取り上げることが必要だと思います。
吉田委員長	具体的にこのように書くべきということはあるでしょうか。
大石副委員長	どのように書くかは難しいですが、市民の方がこれを読んだ時に「こういうことがあるのか」とか「こういうことはしてはいけない」とか心に残るようなことが記載されていると、指針として作成した意味があると思います。「こういうことをしています」というだけではなく、そういうことを知った上で自分の想像力を豊かにして、差別を無くしていこうともっていけるような考え方が生まれてくることが大事ではないかと思います。私もハンセン病の方がいる場所に行きましたが、実際行ってみると、非常に驚くというか、こういうことが平気で行われていたのかというふうに思うわけですね。だから、その施設に入ったら二度と帰ることができない、それを世間は当たり前のこととして

	認めていた。そういう中で患者の苦しみはずっと続くわけですが、現在も続いている、そういうことを無くしていくことが行政としてやるべきことではないかと思います。
吉田委員長	先ほどから、原田委員や瀬戸委員、大石委員からおっしゃることを聞いていると、あまり無機的な記載をすると良くないのかなど。具体的にわかるような形で肉付けをする工夫が必要かもしれません。通常、皆さんがご覧にならないところですよ、人権の問題については。どの程度反映できるかは事務局と調整させていただきます。 他にご意見、ご質問等はございますか。
※他、委員より意見等なし	
吉田委員長	それでは、他に質問等がないようであれば（２）その他に移ります。

（２）その他

吉田委員長	次に、議題（２）その他として、何かご発言したい委員の方がおられましたら申し出てください。
※委員からの発言なし	
吉田委員長	よろしいでしょうか。それでは、事務局から日程調整についてご連絡がありますのでお願いします。
事務局【大澤主任】	次回、第５回の会議の日程調整ですが、先ほど１つ目の議題でも触れさせていただきましたが、近日中に事務局から WEB 上でお答えできるようなものを投げかけさせていただきたいと思っています。そちらをご確認いただき、予定を入力していただきますようお願いいたします。 今のところは 10 月中の開催を予定しております。委員の皆さまのご協力をお願いします。
吉田委員長	それでは、特にご質問等も無いようであれば、以上をもって本日の議題を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございました。